

金融円滑化にかかる体制の概要

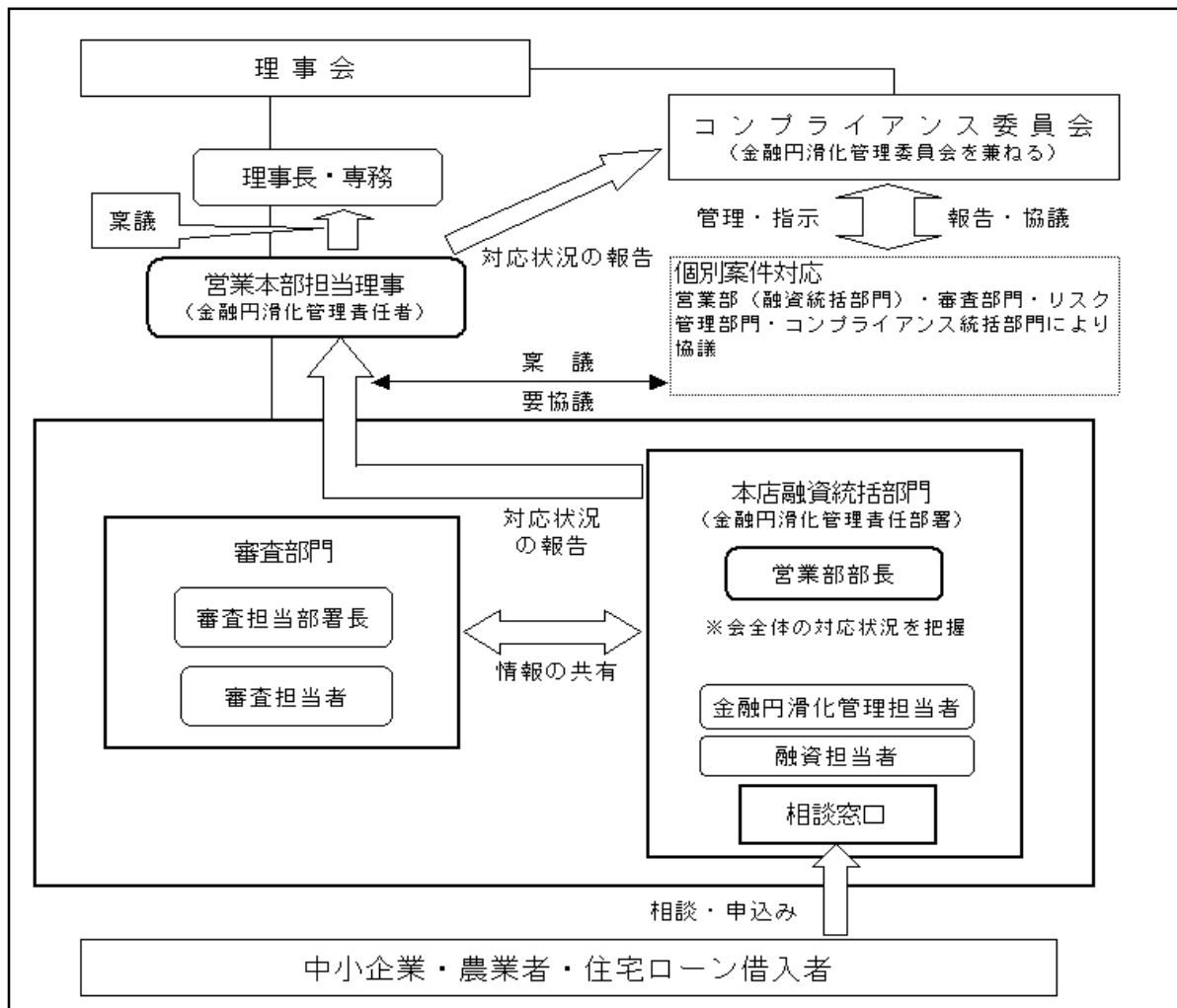
平成25年11月14日
東京都信用農業協同組合連合会

1 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- (1) 役員および関係部署長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、当会の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議内容については、必要に応じて理事会へ報告することとしております。
- (2) 営業本部担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 営業部に「金融円滑化管理担当者」を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- (4) 営業部では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

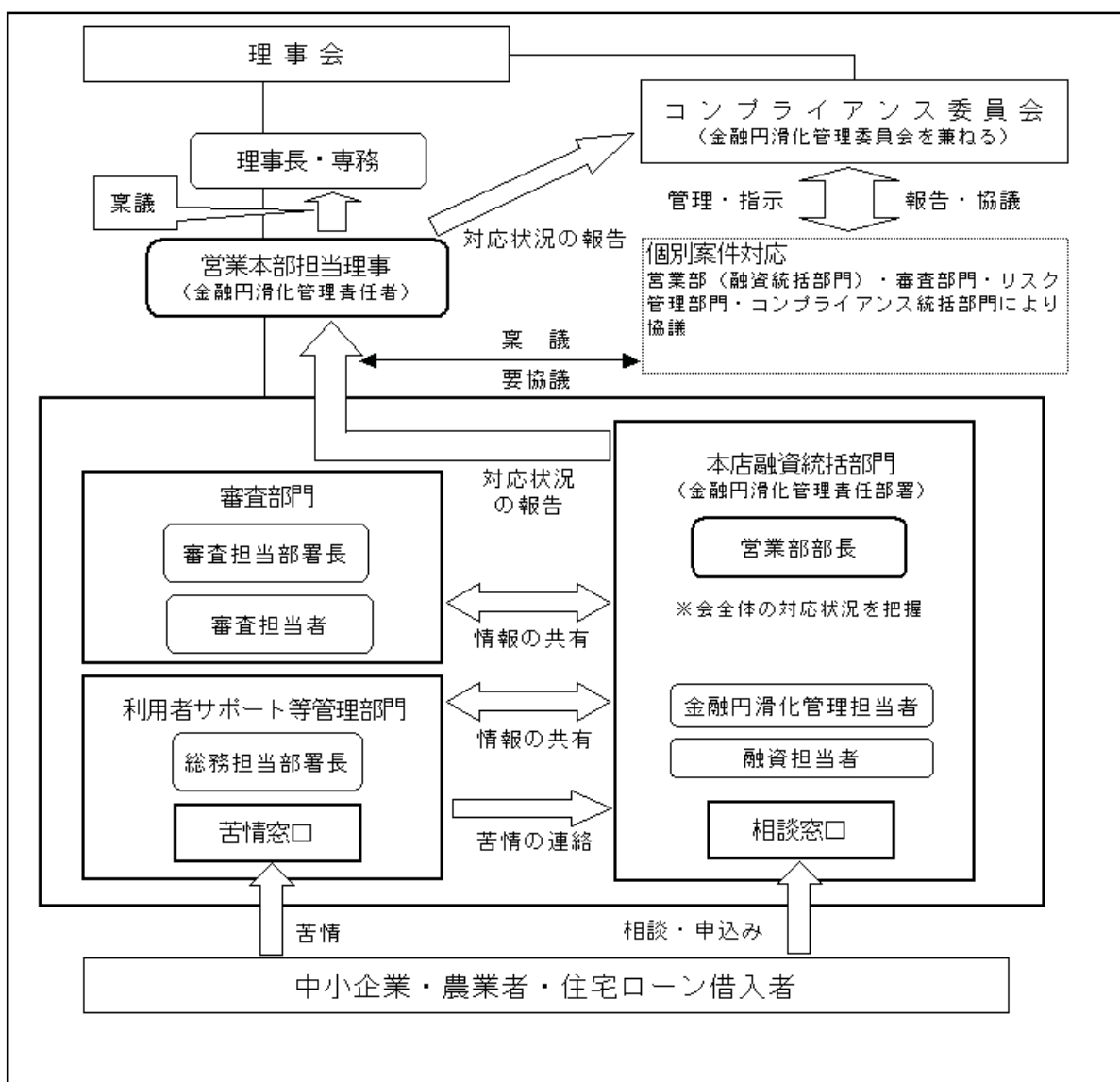
【お借入条件の変更等に関する相談・申込みに対する対応体制】



2 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) 当会では、お客さまからの金融円滑化にかかるご相談を営業部に設置し、各種相談を承っております。
- (2) 当会では、お客さまからの当会の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、総務担当部署に受付窓口を設置しております。また、苦情を受けた場合には当会所定の手続きに従って速やかに営業部に連絡し、営業部と連携のうえで適切な対応を実施する体制を整備しております。

【お借入条件の変更等に関する苦情相談に対する対応体制】



3 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

当会では、金融円滑化管理責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善または再生のための助言等を行う等、お客さまへの事業の改善・再生に向けた取組み支援を真摯に行うよう努めます。

また、経営相談、経営再建計画の策定支援等といった支援能力向上のため、当会職員に対し、必要な研修・指導を行ってまいります。